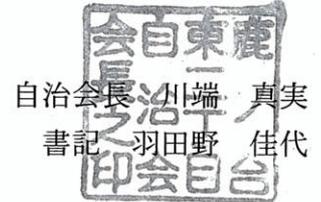


回 覧

鹿ノ台東2丁目自治会 会員各位

令和6年12月8日

令和6年度 第8回評議員会 議事録



日 時 : 令和6年12月8日(日) 午前9時30分～

場 所 : 鹿ノ台東集会所

出席者 : R6年度役員12名

自治連合会会長、東2丁目住民の方1名

1. スポーツ公園の私企業によるスポーツ教室開催について

本件について、自治連合会会長と東2丁目住民の方にご出席いただき、説明を受けた。

(1) 経緯

10月に、連合事務所宛に電話・来訪があり、スポーツ公園で子供向け陸上競技を教えたい、との打診があった。その際には名義は一切出ず、ボランティア活動の様な説明であった(連合会長、事務員2名が対応)。また利用可能日時の照会があったため、既存利用クラブの使用していない日時を伝えた。

その後、東2丁目住民の一部に私企業名義によるスポーツ教室開催のチラシが投函。当該チラシを見た住民の方が市へ問い合わせたところ、営利企業からの利用申請である事が判明。当該私企業は自治会より承諾ありと市側へ答えた事から、市は規定使用料を納付させ許可証を発行した。

(2) 住民の方の主張

スポーツ公園は、鹿ノ台の公園であり既存クラブで話し合っ使ってきた。

外部団体、営利団体の使用を許してはならない。

今後、営利追及の為に生徒数の増加→外部利用者の増加へと続き、騒音や周辺道路への違法駐車等の迷惑行為の発生が危惧される。

今まで外部からの利用者が無かったのは、過去同様の事例を自治会・連合会で排除していたからなので、その方針を堅持すべき。

→いつ、どの様な事例があったのかの質問にはお答えいただけなかった。

(3) 連合会からの説明

公園の実効的な管理運営は行わない方針をとっており(令和2年3月、令和5年11月連合議事録に記載あり)、市に対しても「生駒市都市公園条例(以下“公園条例”)」第9条(2)に基づく許可申請は行っていない事から管理運営は行う事が出来ない。

今般の反対要求が連合会長・東2丁目自治会長へなされたことから、条例などを確認したところ、以下の点が判った。

スポーツ公園は、公園条例第2条の2(4)における「主として運動の用に供する事を目的」とする公園である(市側へも確認済)。

公園の使用については、出店・業・競技会等を行おうとする者は、市長の許可を得なければならない

回 覧

(公園条例第3条)と規定されており、私企業・営利団体の使用を排除していない。

利用に際しては禁止行為規定(公園条例第5条)あり。

市側としては、公園は公共の施設につき互いに譲り合って利用して欲しいとのこと。

また自治会関係活動の状況が判らないとのことから、市と自治会の役割分担をどうすべきか(日程把握は自治連合会、使用許可の審査は市とする)について調整中であり、連合で受ける使用日程届(仮称)についても文面を調整中。

(4) 評議員会における対応方針

公園条例上、営利団体だからと言って利用不可には出来ないことが判った。

違法駐車や利用規則違反等の迷惑行為の発生は防ぎたい

利用規則や条件を厳しくすることで、予防が図れないか

周辺道路への迷惑駐車は困る

現在の利用状況を勘案、新規(外部)利用者に厳しい条件を付けるならば、現利用者に対しても条例規則の遵守を求めるべき

→市側は、現況を認めている訳では無い。

使用日程届(仮称)には、周辺道路への迷惑駐車は厳禁の旨を明記して欲しい。

(5) 連合会方針

上記東2丁目評議委員会方針を受け、以下対応する。

① 市側との役割分担の協議を進める

② 作成している使用日程届(仮称)には、利用者が遵守すべき事項を明記して迷惑行為や迷惑駐車が発生防止を図る

③ 12/21に予定しているスポーツ公園利用クラブ宛説明会で本方針を説明し、条例・利用ガイドラインの遵守を求める

使用日程届(仮称)を制定する段階で、漸次情報は共有することとする。

2. 連合会からの報告・連絡事項

・ 重要なお知らせ :

(1) 生駒市内において詐欺まがいの不審電話が連続してかかっています。ご注意ください。

(2) 鹿ノ台地区で空き巣狙いが頻発しています。ご注意ください。

(3) 市からの委託で汚水桝の点検などと言って、業者による訪問営業が多発していますので、敷地内には入れないようにしてください。高額な料金を請求され、トラブルになります。

・ ウェルカムミーティング :

2024年6月～12月末に鹿ノ台に転入された方を対象に実施されます。(2024年1月～5月末に転入された方で参加されたことがない方も歓迎。)

令和7年1月26日(日) 13時00分～15時30分 いきいきホール

対象者の皆様には、評議員から招待状を配布しますので、1月4日(土)までに自治会長または最寄りの評議員まで提出をお願いします。

・ 花と緑のわがまちづくり助成事業について :

1月16日(土)花植えを行った。東2丁目担当花壇は、いきいきホールと交番の間の掲示板下の箇所。ビオラの赤・紫・ピンクを各15株ずつ全45株を植栽。かかった費用については、花15株×100円/

回 覧

株、培養土 1,200 円、花の土 770 円で合計 7,117 円（うち助成金 5,600 円、自治会負担金 1,517 円）であった。

- 秋の防災訓練について：

ご協力ありがとうございました。安否確認訓練での安否表示件数は、鹿ノ台東 2 丁目では全世帯数 246 軒中 114 軒でした。

- 鹿ノ台の現状と課題について：

(1) いきいきホールのコピー機のリースについて。コピー機は交換すべき時期を迎えているが、財政難のため、今期での更新は見送ることにした。

(2) 各団体・クラブへの助成金廃止について。説明会を 12 月 21 日（土）15 時 30 分からいきいきホールにて実施予定。

(3) 公園維持管理について。来年度も庭助様に依頼。

3. 自治会からの報告・連絡事項

- 東集会所トイレの改修について：

来年度改修予定。費用 105 万円で、生駒市負担は 4 割。

- 旧南都銀行の交差点安全柵設置工事について：

12 月から 1 月に行われる予定だったが、着工日が年明け以降に延期になった。着工日が決まり次第、連絡がある。

- 資源ごみについて：

アルミ缶・新聞・段ボール等の資源ごみは自治会の集団回収にご協力ください。自治会の貴重な活動資金になります。

- 来年度の評議員について：

現評議員から、来年度の評議員をお願いする方に『評議員就任承諾書』をお渡しさせていただきます。1 月度の評議員会（1/12）にて承諾書を確認しますので、それまでに承諾書をお近くの評議員にお渡しください。

なお、来年度の評議員の方には、2 月度（2/9）と 3 月度（3/9）の評議員会で、役割決め、業務の説明と引継ぎを行いますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

- 来年度自治会長の立候補および推薦について：

令和 7 年度自治会長の立候補および推薦者の募集・受付を行います。受付期間・届出先・受付方法を記載した書類を回覧しますので、別途ご確認ください。

4. 次回日程

次回評議員会は令和 7 年 1 月 12 日（日）午前 9 時 30 分より開催します。